6　特定教育・保育施設の確認の変更について、法第三二条第二項の規定により法第三一条第三項の規定を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第六条関係）

7　法第四〇条第一項第八号の政令で定める法律は、学校教育法、児童福祉法等とした。（第七条関係）

8　法第四〇条第二項の政令で定める者等

㈠　法第四〇条第二項の同条第一項の規定により法第二七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分の理由となった事実等を考慮して、法第四〇条第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とした。（第八条第一項関係）

㈡　法第四〇条第二項の同条第一項の規定により法第二七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（㈠に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人が、法第四〇条第一項の規定により法第二七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（㈠に規定する者を除く。）である者等とし、法第四〇条第二項の政令で定める日は、当該確認の取消しの日等とした。（第八条第二項関係）

9　特定地域型保育事業者の確認の変更について、法第四四条第二項の規定により法第四三条第四項から第六項までの規定を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第九条関係）

10　法第五二条第一項第八号の政令で定める法律等

㈠　法第五二条第一項第八号の政令で定める法律は、児童福祉法等とした。（第一〇条第一項関係）

㈡　法第五二条第一項第一〇号の政令で定める使用人は、同号に規定する事業所を管理する者とした。（第一〇条第二項関係）

11　法第五二条第二項の政令で定める者等

㈠　法第五二条第二項の同条第一項の規定により法第二九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分の理由となった事実等を考慮して、法第五二条第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とした。（第一一条第一項関係）

㈡　法第五二条第二項の同条第一項の規定により法第二九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（㈠に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第一五条の規定による通知があった日前六〇日以内に、当該地域型保育事業を行う者（法人である場合に限る。）の役員等であった者等とし、法第五二条第二項の政令で定める日は、当該確認の取消しの日等とした。（第一一条第二項関係）

12　法第五八条第一項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うこととした。（第一二条関係）

13　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

㈡　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

（条約第八号）（外務省）

この協定は、アラブ首長国連邦との間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。この協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、軽水炉の安全、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条関係）

2　この協定の下での協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とする。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条関係）

4　この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第五条関係）

5　日本国及びアラブ首長国連邦は、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質等が置かれ又は用いられる施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。（第六条関係）

6　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。当該核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条関係）

8　この協定の適用を受ける核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。（第九条関係）

9　両国の間において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなる。（第一〇条関係）

10　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介等によって解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判に付託される。仲裁裁判所の裁定は、両締約国政府を拘束する。（第一一条関係）

11　日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について、この協定の一定の規定に対する重大な違反をする場合、核爆発装置を爆発させる場合等には、この協定の下でのその後の協力を停止し、この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求し、及びこの協定を終了させる権利を有する。（第一二条関係）

12　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、二〇年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。協力の停止又はこの協定の終了後においても、一定の規定は、引き続き効力を有する。（第一四条関係）

13　附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。